

判決年月日	平成 2 4 年 1 1 月 1 9 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 4 年（行ケ）第 1 0 0 8 8 号		
○ 原告による「愛犬手づくりごはん」教室の開催は、「愛玩動物の美容及び看護の教授」，及び「愛玩動物の美容及び看護に関するセミナーの企画・運営又は開催」に該当しないから，原告が本件審判請求の登録前 3 年以内に日本国内において本件商標を上記指定役務に使用していたと証明できていないとして，本件商標の登録中，上記指定役務についてその登録を取り消すとした審決には誤りがあるとして，審決が取り消された事例			

（関連条文）商標法50条

1 事案の概要

本件は，被告の請求に基づき原告の商標登録を取り消した審決の取消訴訟である。争点は，原告が，本件商標を，指定役務である「愛玩動物の美容及び看護の教授，愛玩動物の美容及び看護に関するセミナーの企画・運営」について，審判請求の登録前3年以内に使用していたかである（商標法50条）。

2 裁判所の判断

(1) 原告は，愛玩動物の販売，犬具・フードの販売，愛玩動物の美容・ホテル業等を目的とする株式会社であり，本件審判請求の登録（平成23年3月23日）前3年以内に日本国内において，本件商標を使用して「愛犬手づくりごはん」教室を開催していた。

(2) 本件商標の指定役務である「愛玩動物の美容の教授」，「愛玩動物の美容に関するセミナーの企画・運営又は開催」には，愛玩動物の被毛の手入れのみならず，食事（食餌）を介して愛玩動物の美容の獲得・維持する方法の教授，セミナーの開催等が含まれるというべきである。

原告が開催している「愛犬手づくりごはん」教室は，犬の飼い主に対し，飼い犬のための健康で役立つ食餌の作り方を教授するものであるところ，「手作りご飯にしてから毛艶が良くなった」との声があることを教室の紹介の一環として挙げている。毛艶がよくなることは犬の容貌が良くなることであるから，この点において食餌を通した飼い犬の美容の獲得を教室の目的及び効果としているといえることができる。また，「愛犬手づくりごはん」教室では肥満対策をテーマとしたものが開催されているところ，肥満は，愛玩動物の健康を害するのみならず，美容の点からも好ましくないとい一般に考えられていることからすれば，肥満対策をテーマとした犬の食餌の作り方の教授も，食餌を介した飼い犬の美容の獲得・維持をその内容の一つとしているといえることができる。

そうすると，原告が開催する「愛犬手づくりごはん」教室は，「愛玩動物の美容の教授」，「愛玩動物の美容に関するセミナーの企画・運営又は開催」に該当するというべきである。

(3) 「看護」とは，「けが人や病人の手当て・世話をすること。看病。看護のための理論と実技を研究する学問」をいうところ，けが人や病人の世話をする際，その傷病の内容に応じて食事の内容や提供の仕方に健康な人とは異なる配慮が必要なことは一般常識である。

「愛犬手づくりごはん」教室では，糖尿病，アレルギー，癌，腎臓病などの疾病に応じて，好ましい食材や栄養素，調理方法を教授するなどしていることが認められるから，疾患を有する飼い犬

の世話の一環としての食餌の作り方を教授しているということができる。したがって、原告が開催する「愛犬手づくりごはん」教室は、「愛玩動物の看護の教授」、「愛玩動物の看護に関するセミナーの企画・運営又は開催」に該当するというべきである。

(4) 原告は、本件審判請求の登録（平成23年3月23日）前3年以内に日本国内において本件商標を使用して「愛犬手づくりごはん」教室を開催していたものであるが、「愛犬手づくりごはん」教室の開催は、本件商標の使用役務である「愛玩動物の美容及び看護の教授」、及び「愛玩動物の美容及び看護に関するセミナーの企画・運営又は開催」を含むものであるから、原告は、本件商標を取消請求の対象となっている役務に使用していたと認めることができる。したがって、原告による「愛犬手づくりごはん」教室の開催は、「愛玩動物の美容及び看護の教授」、及び「愛玩動物の美容及び看護に関するセミナーの企画・運営又は開催」に該当しないから、原告が本件審判請求の登録前3年以内に日本国内において本件商標を上記指定役務に使用していたと証明できていないとして、本件商標の登録中、上記指定役務についてその登録を取り消すとした審決には誤りがある。